

保護者様

府立摂津支援学校
校長 藤井 雅乗

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて（お知らせ）

日ごろは、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校や園に通っている子どもたちの間で感染しやすい感染症を「学校感染症」と指定し、学校では感染拡大の防止に注意しています。

これらの感染症の疑いがあるときは、医療機関を受診し、主治医からの許可を得てから登校してください。登校するときは**保護者が記入**する「登校許可報告書」が必要となります。裏面に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の種類

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、感染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症〔感染性胃腸炎〕、アタマジラミ、水いぼ〔感染性軟属腫〕、感染性膿痂疹〔とびひ〕等 </div>	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症について 「その他の感染症」は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。「 その他の感染症 」に生徒が罹患したとしても直ちに 出席停止の対象となる ということではない。（ただし、その後、流行が確認された場合は、さかのぼって出席停止扱いとすることができます。）

* これらの感染症に罹患した場合、早急に学校までご連絡ください。

* 「登校許可報告書」は学校ホームページからもダウンロードできます。

登校許可報告書

大阪府立摂津支援学校長 様

部 年 組

児童生徒名

疾患名

上記疾患名にて 月 日より出席停止の扱いでしたが、 月 日より
登校可能であると診断されました。

医療機関名	
医師名	

令和 年 月 日

保護者名

保護者→担任→保健室